

福祉生活病院常任委員会資料

(令和5年7月21日)

【 件 名 】

- 令和4年度福祉に関するアンケート調査（障害福祉サービスニーズ等調査）の実施結果について
(障がい福祉課)・・・2
- 平原綾香氏のあいサポート大使就任について
(障がい福祉課)・・・4
- 熱中症予防対策について
(健康政策課)・・・6
- 鳥取方式フレイル予防対策検討会の開催概要について
(健康政策課)・・・7
- 令和5年度第1回鳥取県国民健康保険運営協議会の結果について
(医療・保険課)・・・8
- 共和薬品工業（株）鳥取工場の行政処分に係る改善状況について
(医療・保険課)・・・10
- 本県の新型コロナウイルス感染症の発生状況について
(感染症対策課)・・・12

福祉保健部

令和4年度福祉に関するアンケート調査（障害福祉サービスニーズ等調査）の実施結果について

令和5年7月21日
障がい福祉課

令和4年9月から、県内の障がいのある方等を対象に実施してきた福祉に関するアンケート調査(ニーズ調査)について、以下のとおり集計が完了したので報告します。本調査によって得られた分析結果は、市町村・関係部署等と共有し、令和5年度中に改訂予定の鳥取県障がい者プランへ反映させるとともに、今後の施策の検討等に活用していきます。

なお、今後、詳細な調査結果を県ホームページに掲載予定です。

1. 調査方法等

- ・障がい者手帳や自立支援医療受給者証、特定疾患医療受給者証を持つ65歳未満の方、65歳以上の障害福祉サービス受給者(介護保険のみ利用している方は除く)、施設入所者等を対象に、調査を実施。
- ・在宅で生活している対象者には市町村を經由して自宅に郵送、入院・入所者等には病院・施設等を經由して本人に手交。回答は原則本人によるが、本人回答が難しい場合、家族又は介助者等が、本人の意思をくみ取って回答。
- ・質問項目は基礎データ:11問、住まいや暮らし:6問、障害福祉サービス等:5問、就労:3問、社会参加、余暇活動:5問、権利擁護(差別等):6問、災害時の避難等:4問、コロナの影響:1問の、計41問と自由記載。

2. 送付・集計結果 送付数: 22,829部 回収数: 8,547部 回答率:約37.4%

3. 集計分析結果

(1) 単純集計結果・前回アンケート調査(平成26年度調査)との比較(主な項目)

○前回調査と同じ質問の回答結果を比較すると、以下のような特徴がみられた。(詳細は下記表を参照)

- ・回答者の平均年齢下がっている一方で、介助者の平均年齢は横ばい、平均支援区分は高くなっている(重度化傾向)。
- ・障害福祉サービスの利用、一人暮らしやグループホームでの生活(地域移行)、一般就労が、進んでいる。
- ・差別を受けたり、嫌な思いをしったりしたことが「ある」又は「たくさんある」と回答した方の割合は、減っている。

項目	今回(R4)	前回(H26)
回答件数(回収率)	8,529件(37.4%)	8,990件(39.9%)
回答者の平均年齢	45.5歳	48.5歳
主な介助者(家族等に限定)の平均年齢	57.9歳	56.4歳
一人暮らしをしている者の割合	12.9%	10.3%
グループホームで暮らしている者の割合	4.6%	4.1%
障害支援区分の認定を受けている者の平均支援区分	3.78	3.49
障害福祉サービス等の利用者割合	36.6%	35.1%
一般就労している者の割合	38.0%	27.6%
差別を受けたり、嫌な思いをしったりしたことが「ある」又は「たくさんある」と回答した者の割合	12.5%	23.1%

※前回調査と今回調査の集計範囲を揃えた上で結果比較を行っている。

(2) 各質問項目に係る分析(主な項目)

○今後の障害福祉サービスの利用希望等に関する分析

- ・利用中サービスの年代別分析では、居宅介護、生活介護、グループホーム、施設入所支援を利用している者のうち、50歳以上が半数を占めており、特に施設入所については7割を超えている。

- ・ 利用希望サービスの分析では、就労継続支援 B 型、生活介護等、施設入所支援、療養介護の利用を希望する回答数が多く、「現在使っており、引き続き使いたい又はすぐにも使いたい」の回答割合も高い傾向にある。
- 今後の一般就労の希望に関する分析
 - ・ 現在、就労移行支援、就労継続支援 A 型、B 型のいずれかのサービスを利用している者の分析では、全体として 40% 以上の者が今後一般企業等で仕事をしたいと回答。就労移行支援サービス利用者では約 55% の者が、就労継続支援 A 型では約 30% の者が、就労継続支援 B 型では約 20% の者が、「一般企業等での仕事を希望しており、実際に支援環境等が整えば一般企業等で仕事できると思う」と回答している。
- 災害時への備えとして必要だと思うこと(防災)に関する分析
 - ・ 障がい種別ごとの分析では、医療的ケアを要する児者は他の障がい種別に比べ、「障がいのある方に配慮した避難場所の設備(トイレ、電源等)」の選択肢を選んだ者の割合が全体平均の約 1.5 倍になっているなど、いずれの選択肢においても必要であると回答した割合が高くなっている。また、「障がいのある方に配慮した避難場所の確保(プライバシーの保護等)」の選択肢を選んだ者の割合を見ると、発達障がい者の割合が高くなっている。

(3) 自由記載欄でいただいた御意見（主なもの）

- 障害福祉サービス一般
 - ・ 重度障がいに対応できるグループホームが多くできてほしい。
 - ・ 将来、就労継続支援(B 型)で就職すると思うが、平均工賃と障害者年金と合わせても一人で自立して生活するのは難しいので、賃金が上がるように行政で支援してほしい。
 - ・ 今は障がい児向けのデイサービスに通っているが、卒業後も引き続き同事業所でサービスを利用したい。
- 障害福祉サービス情報の周知
 - ・ どういうサービスがあるかどうかしたらそのサービスが受けられるか、わかりやすく教えてくれるところが知りたい。
- 手当や年金、助成金
 - ・ 障害者手帳の等級にかかわらず、色々な支援や給付金、減免制度が利用できるようにしてほしい。
- 仕事、就労支援
 - ・ 一般企業等に就職するための支援を充実させてほしい。
- 差別、障がいへの理解
 - ・ 見た目では分からない障がいがある方への「ヘルプマーク」をもっと広めてほしい(私自身、ヘルプマーク利用者)。まだまだ認知度が低いので困ったときに助けてほしい方はたくさんいると思うから。
- 将来、住まい
 - ・ 将来親が亡くなった時が不安だが、自分に向いているのが一人暮らしなのかグループホームなのかかわからないので、いろいろ知りたい。
- 災害対応
 - ・ 個別避難計画についてもっと詳しく教えてほしい。
- 成年後見制度
 - ・ 成年後見制度についてもっと詳しく教えてほしい。

平原綾香氏のあいサポート大使就任について

令和5年7月21日

障がい福祉課

平成21年11月に開始したあいサポート運動は、多様な障がいの特性、困っていること、必要な配慮などを理解し、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践し、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を県民とともにつくる運動で、来年度には15周年を迎えます。

あいサポート運動15周年を前に、広くあいサポート運動を広めていただく「あいサポート大使」として、歌手の平原綾香氏に就任いただきましたので、ご報告いたします。

1 概要

- (1) 日 時：令和5年7月17日（月） 13:00～13:15
- (2) 場 所：ホテルニューオータニ 鶴の間
- (3) 内 容：平原綾香へのあいサポート大使の委嘱
- (4) 次 第
 - ア 開会
 - イ あいサポート運動・あいサポート大使の説明
 - ウ あいサポート大使の人物紹介・委嘱状授与
 - エ あいサポート大使コメント
 - オ 閉会



【平原綾香新あいサポート大使コメント】

- 音楽でもみんなの少しでも支えになることができたらいいなと、どうかこれからも絆を繋げていけたらいいなと思っています。
- 県を挙げて障がい者の方々の住みやすい地域を作ろうという、その取組がやはり素晴らしいなと思います。
- あいサポートの歌を是非作って欲しいとオファーをいただいているので、そこから第一歩で、すごくいい曲を作ろうと思っています。

2 平原綾香氏プロフィール

- 2003年 ホルストの組曲『惑星』の中の『木星』に日本語詞をつけた『Jupiter』でデビュー。
- 2004年 日本レコード大賞新人賞、2005年、日本ゴールドディスク大賞特別賞をはじめ、様々な賞を獲得。
- 2009年 リリースした全曲クラシック曲のカヴァーアルバム「my Classics!」は「第51回輝く！レコード大賞」で優秀アルバム賞を獲得。
- 2010年 その活動が高く評価され、「第1回岩谷時子賞」において奨励賞を受賞。
- 2011年 「平成22年度文化庁芸術選奨文部科学大臣新人賞（大衆芸能部門）」を受賞。
- 2015年 音楽を通じて社会貢献、様々な支援のために『平原綾香 Jupiter 基金』を設立し、チャリティーコンサートを開催。以降、毎年開催。

[平原綾香 Jupiter 基金]

毎年1回「平原綾香 Jupiter 基金コンサート」を開催。運営経費を除いた残金を支援金として寄付。「ひとつの場所に決めて寄付をさせていただくのではなくその時に困っている人がいたら支援させていただく」という方針でその年毎に、寄付先を決定。

第5回寄付（2019年）：「釜石市ラグビーこども未来基金」に寄付。

第6回寄付（2020年）：ミャンマーヤンゴン市内の養育施設「Dream Train」に寄付。

第7回寄付（2022年）：「一般社団法人AYAがんの医療と支援のあり方研究会」、「一般社団法人Get in touch(代表 東ちづる)」2団体に寄付

デビュー以来、シングル32枚、デュエットシングル1枚、デジタルシングル8作品を発表。アルバムは、カヴァーアルバム、ベスト盤を含む24枚を発表している。

父はサクソ奏者の平原まこと。祖父はジャズトランペッターでホットペッパーズの平原勉。

2023年6月26日より帝国劇場にて上演中の『ムーラン・ルージュ！ザ・ミュージカル』にてサティーン役で出演中。また、2023.12.17にデビュー20周年を迎えるため、9月23日からアニバーサリーツアーを全国各地で開催予定。

3 あいサポート大使活動実績

2015年2月10日 「あいサポート大使」を山野愛子ジェーン氏（学校法人山野学苑理事長・山野美容専門学校校長）、押切もえ氏（モデル・タレント）に委嘱

[活動実績]

○山野愛子ジェーン氏

- ・2015年 鳥取県立湖陵高校で「美道とスマイル」をテーマに講演会を開催。
- ・2015年 山野学苑の美容福祉のカリキュラムに「あいサポート運動」を取り入れ。
- ・2016年 あいサポート山野流サマーシンポジウム（5/20～5/22）を開催し、全国から約130名が来県され、あいサポート研修等を実施。また、学校法人鳥取学園鳥取城北高等学校（9/2）においても講演会を開催。
- ・2017年 学校法人大阪滋慶学園鳥取市医療看護専門学校、学校法人鳥取家政学園鳥取敬愛高等学校で講演会を開催。
- ・2018年 学校法人松柏学院倉吉北高等学校、一般社団法人鳥取県私立学校協会（専修各種学校部会）、学校法人かいけ幼稚園で講演会を開催。
- ・2019年 鳥取県立岩美高等学校、鳥取県立境港総合技術高等学校で講演会を開催。
- ・2021年 鳥取県立倉吉総合産業高等学校で講演会を開催。（オンライン）
- ・2022年 鳥取県立湖陵高等学校で講演会を開催。（オンライン）

○押切もえ氏

- ・2014年 県内障がい者福祉施設を訪問し、障がい者の方々との交流を実施。
- ・県内障がい者とともに絵本の制作に取り組み、2017年7月に完成。
- ・2018年3月に第一子、2021年7月に第二子が誕生したこともあり、現在、あいサポート大使としての活動を控えている状態。

熱中症予防対策について

令和5年7月21日
健康政策課

今後も気温が平年並み又は平年より高い傾向にあることが予想され、熱中症にかかりやすい状況の継続が見込まれることから、市町村及び関係機関と連携し、熱中症対策の一層の強化を図っています。

1 熱中症警報等の発令（県独自の取組）〔4月1日～7月18日〕

マスコミへの資料提供や県ホームページ、あんしんトリピーメール等を活用し、以下の警報を発令した。

種類	発令基準	令和5年度 の発令状況	(参考)前年同 期の発令状況
熱中症警報	鳥取地方気象台が午前11時に発表する翌日の 県内予想最高気温が30℃を超える時	21回	21回
熱中症特別警報	鳥取地方気象台が午前11時に発表する翌日の 県内予想最高気温が35℃を超える時	3回	7回
熱中症警戒週間	気象庁の週間予報において、向こう1週間の 予想最高気温30℃以上の日が5日以上予測	4回	4回

【参考1】令和5年度の熱中症による救急搬送者数〔7/16現在〕

- ・救急搬送者数は186人、前年同期（242人）と比べ56人減少
- ・高齢者（65歳以上）の割合は66.7%、前年同期（61.6%）と同程度
＜年齢区分別＞ 高齢者124人(149)、成人44人(62)、少年16人(30)、乳幼児2人(1) ※（ ）は前年同期
＜傷病程度別＞ 死亡0人(1)、重症7人(8)、中等症71人(103)、軽症107人(130)、その他1人(0)

【参考2】令和5年度の熱中症警戒アラートの発表（環境省・気象庁）〔7/18現在〕

- ・暑さ指数（WBGT）により熱中症の危険性が極めて高くなると予測される際に発表
- ・今年度の発表は7/16のみ（前年同期：3回）
※発表回数は、前日午後5時と当日5時の発表を1回としてカウント

2 県及び市町村等の主な熱中症予防対策

(1) テレビCM、広告塔等での注意喚起（県）

- ・テレビCM（30秒スポットCMを、民放3局での放送）
※クーラー、扇風機の積極的な利用の呼びかけ
- ・鳥取、倉吉、米子駅前の広告塔など



(2) 高齢者等への注意喚起（市町村）

- ・民生委員、地域包括支援センター職員の訪問時に注意喚起を行っている。
- ・熱中症警報等発令時に防災無線にて熱中症の注意喚起放送を行っている。
- ・集団検診、健康講座等の際に、熱中症啓発物（リーフレットやうちわ等）を配布している。
- ・独居高齢者の方に対する民生委員による声掛け、温湿度計の配布を行っている。（鳥取市）
- ・集団検診の際にクーリングシェルターの場所等を記載したチラシを配布している。（大山町）

(3) 学校における熱中症予防

- ・暑さ指数（WBGT）測定器を使用し、暑さ指数の高い日や熱中症特別警戒等の発出日には、部活動の中止又は活動内容の変更を行うこととしている。
- ・経口補水液、うちわ、塩、冷却スプレーなどをグラウンド、体育館等に配置している
- ・体育館に扇風機、グラウンドにテント（テントには簾をかけて日陰を作る）を設置している。

(4) 鳥取砂丘における熱中症予防

- ・ドローンによる砂丘内巡視及び運搬車の砂丘入口付近での事前待機を行っている。
- ・砂丘内展望デッキに日よけ施設を設置している。

鳥取方式フレイル予防対策検討会の開催概要について

令和5年7月21日
健康政策課、長寿社会課

フレイル予防に関する学術的知見をもとに、健康づくりや介護予防の取組を改めて体系的に整理し、「鳥取方式フレイル予防対策」としてとりまとめるため、第1回鳥取方式フレイル予防対策検討会を開催しましたので、その概要を報告します。

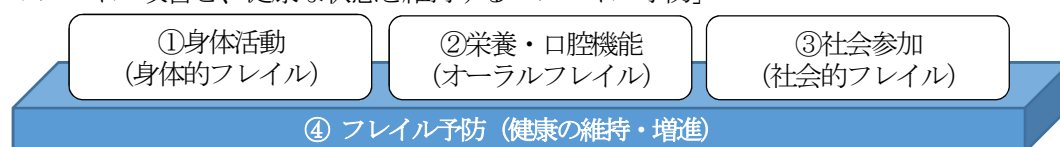
- 1 **開催日時** 令和5年7月20日（木）午後2時40分から3時40分まで
- 2 **場 所** 東部会場：鳥取県医師会館（鳥取市戎町317）
西部会場：西部医師会館（米子市久米町136）
※東部会場と西部会場をオンラインで結ぶハイブリッド形式で開催

3 メンバー

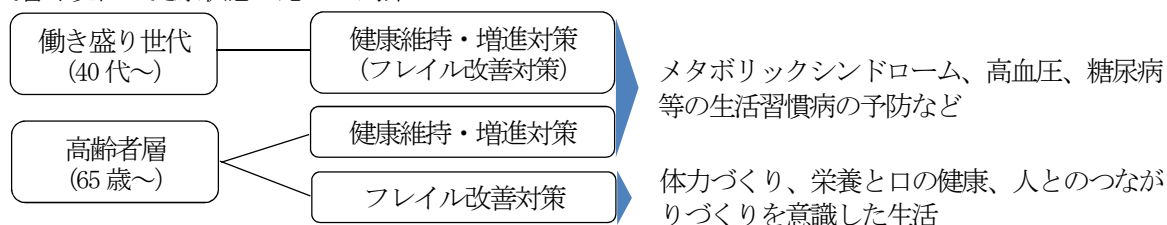
団体・所属	職名	氏名	備考
鳥取県医師会	会長	渡辺 憲	
鳥取大学医学部	教授	永島 英樹	整形外科
	教授	中村 廣繁	呼吸器・乳腺内分泌外科学
	教授	尾崎米厚 (欠席)	環境予防医学
	教授	小谷 勇	口腔顎顔面外科学
	教授	森田 明美	健康政策医学
	教授	浦上 克哉	認知症予防学
	教授	谷村 千華	成人・老人看護学
鳥取県歯科医師会	理事	足立 融	
鳥取県看護協会	専務理事	植木 芳美	
鳥取県栄養士会	会長	福田 節子	
鳥取県理学療法士会	会長	三谷 管雄	
山陰言語聴覚士協会	副会長	田村 篤人	
米子市フレイル予防推進協議会	会長	廣江 晃	
鳥取市長寿社会課鳥取市中央包括支援センター	保健師	長尾 真弓	
米子市フレイル対策推進課	課長	頼田 真哉	
琴浦町すこやか健康課		(欠席)	
日南町福祉保健課	室長	坪倉 洋子	

4 「鳥取方式フレイル予防対策」構成イメージ（案）

- ◆ 3つのフレイル改善と、健康な状態を維持する「フレイル予防」



- ◆ 世代層や現在の健康状態に応じた対策



5 今後の予定

開催予定時期	概要
第2回検討会 (R5.9月頃)	第1回検討会での議論や各メンバーの意見等を踏まえた「鳥取方式フレイル予防対策(案)」の提示、意見交換
第3回検討会 (R5.10月末頃)	鳥取方式フレイル予防対策の最終とりまとめ ⇒今年度改定予定の各種プラン(鳥取県健康づくり文化創造プラン、鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン等)の改定案に反映 ⇒各種啓発事業の実施(パンフレット作成、セミナー開催等)

令和5年度第1回鳥取県国民健康保険運営協議会の結果について

令和5年7月21日
医療・保険課

- 日時 令和5年7月3日（月） 午後2時から午後3時30分まで
- 場所 鳥取県庁第2庁舎第32会議室
- 出席者 鳥取県国民健康保険運営協議会委員
事務局出席者 健康医療局長、医療・保険課長 他

4 概要

- 第3期鳥取県国民健康保険運営方針（以下「第3期運営方針」という。）の骨子案について協議いただき、了承を得た。また、第3期運営方針と第2期鳥取県国民健康保険保健事業実施計画（県データヘルス計画）（以下「第2期県データヘルス計画」という。）を一体的に策定するが、策定作業の簡便さ等を考慮し、当面は策定作業を別々に行うことについて了承を得た。（協議事項）。
- 第2期県データヘルス計画の骨子案について協議いただき、了承を得た（協議事項）。
- 市町村及び県のデータヘルス計画に設定する共通の評価指標の項目について協議いただき、了承を得た（協議事項）。

【協議事項】

（1）第3期鳥取県国民健康保険運営方針の骨子（案）について

第2期運営方針の章及び項目立てを踏襲しつつ、制度改正等を踏まえ、第3期運営方針を見直すこととし、現段階での骨子案について説明し、了承いただいた。

また、既存の計画の統廃合や一体的な策定について国が方針を示しており、第3期運営方針と第2期県データヘルス計画を一体的なものとして策定すること、また、策定方法について、当面は別々に策定作業を行い最終的に一体化することについて説明し、了承いただいた。

○第3期運営方針骨子（案）の主な見直し内容

項目	主な見直し内容（案）
第1章 基本的事項	・国保運営方針の対象期間を6年間とし、3年ごとに中間見直しを行う。
第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し	・国民健康保険財政安定化基金の財政調整事業の追加 ・特例基金による激変緩和措置の終了
第3章 納付金及び標準的な保険料（税）の算定方法及びその水準の統一	・保険料水準の統一に向けたロードマップの内容を反映
第4章 保険料（税）徴収の適正な実施	—
第5章 資格管理の適正な実施	—
第6章 保険給付の適正な実施	—
第7章 医療費適正化の取組	・医療費適正化計画の見直しに合わせ、取組を追加 ・市町村データヘルス計画における共通の評価指標について取組を追加
第8章 市町村が担う事務の効率化の推進	・保険料水準の統一や市町村の事務負担軽減の観点から、標準化・効率化を行う事務を検討
第9章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策との連携	—
第10章 市町村相互間の連絡調整等	—

<主な意見等>

- ・計画の統合のイメージについて質問があり、具体的な統合の方法は検討中だが、県データヘルス計画の内容を第7章に取り入れていく形になると考えている旨を回答した。

（2）第2期鳥取県国民健康保険保健事業実施計画（県データヘルス計画）骨子（案）について

第1期県データヘルス計画の章及び項目立てを踏襲しつつ、国が推進している市町村及び県のデータヘルス計画の共通評価指標の設定等を行い、第2期県データヘルス計画を見直すことを説明し、了承いただ

いた。

また、前記のとおり、第2期県データヘルス計画は、第3期運営方針と一体的に策定するが、当面の策定作業は別々に行うため、第2期県データヘルス計画の骨子案について協議いただき、了承いただいた。

○第2期県データヘルス計画骨子(案)の主な見直し内容

項 目	主な見直し内容(案)
第1章 基本的事項	・県データヘルス計画の対象期間を6年間とする。
第2章 鳥取県の現状	—
第3章 保健事業における取組方針及び目標等	・市町村データヘルス計画における共通の評価指標について取組を追加
第4章 その他	—

(3) 市町村の国民健康保険保健事業の実施計画(市町村データヘルス計画)策定に係る共通の評価指標の項目について

データヘルス計画の標準化に当たり、本県で設定する共通の評価指標の項目について、国から示された「すべての都道府県で設定することが望ましい指標」は、すべての指標を設定することとし、「地域の実情に応じて都道府県が設定する指標」は、令和5年度第1回県・市町村国民健康保険連携会議(市町村国民健康保険主管課長会議)において合意した内容とすることを説明し、了承いただいた。

<本県で設定する共通の評価指標>

- ① 特定健康診査実施率
- ② 特定保健指導実施率
- ③ メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率
- ④ HbA1c8.0%以上の者の割合
- ⑤ 特定健康診査受診者のうち高血圧者の割合
- ⑥ 特定健康診査受診者のうち高血糖者の割合
- ⑦ 特定健康診査受診者のうち未治療者(血圧・血糖・脂質)
- ⑧ 糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者のうち、糖尿病治療なしの者の割合

※指標の算定方法については、他計画と整合を図りつつ今後検討を進める。

※HbA1cとは、赤血球中のヘモグロビンのうちどれくらいの割合が等と結合しているかを示す値で、糖尿病の判定値として用いられる。

【参考：鳥取県国民健康保険運営協議会 委員】

委員区分	委員名	所属等
被保険者代表	秋山 祐子	農業
	高橋 進	農業
	橋本 佐恵子	農業
保険医又は 保険薬剤師代表	田中 敬子	鳥取県医師会/はまゆう診療所院長
	河崎 一寿	鳥取県歯科医師会理事
	井上 雅江	鳥取県薬剤師会中部支部専務理事
公益代表	石川 真澄	公立大学法人公立鳥取環境大学教授(会長)
	吉田 正子	よしだ社会保険労務士事務所/社会保険労務士
	松田 繁	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会常務理事
被用者保険代表	村田 泰規	山陰自動車業健康保険組合鳥取支部総務課長
	森 博	全国健康保険協会鳥取支部業務グループ長

共和薬品工業（株）鳥取工場の行政処分に係る改善状況について

令和5年7月21日
医療・保険課

令和4年3月28日、共和薬品工業株式会社に対し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第72条の2の2及び第72条の4第1項の規定に基づき、医薬品製造業の許可に係る製造業務及び法令遵守体制に対する改善命令を行いました。令和4年4月27日に改善計画書が提出されたことを受け、同社鳥取工場に対し、改善状況の確認等を行っていたところですが、改善計画に記載された内容について、改善が完了したことを確認しましたので、報告します。

1 当該企業の概要

- (1) 企業名 共和薬品工業株式会社
- (2) 所在地 大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号
- (3) 代表者 代表取締役社長 稲村 稔
- (4) 製造所 共和薬品工業株式会社 鳥取工場（鳥取県鳥取市南吉方三丁目201番2）
- (5) 業 態 医薬品製造業

2 処分内容

医薬品製造業の許可に係る製造業務及び法令遵守体制に対する改善命令処分
（法第72条の2の2及び第72条の4第1項）

3 違反内容

- (1) 製造所での製造管理又は品質管理の方法について、次に掲げる事項を含め、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第179号。以下「GMP省令」という。）で定める基準に適合させなかったこと。
 - ア 製造する製品の一部について承認書と異なる製造方法による製造を行ったこと。
 - イ 製造工程の一部について虚偽の製造記録を作成し、製造管理の結果を適切に品質部門に報告せず、製造設備の点検について一部適切に実施せず、虚偽の点検記録を作成したこと。
 - ウ 製造手順等について、変更時に必要な変更管理を行わなかったものがあったこと。
 - エ 製造手順等からの逸脱が生じた場合について、その内容を記録しておらず、逸脱による製品の品質への影響を評価せず、所要の措置を講じなかったものがあったこと。
- (2) 医薬品製造管理者は、製造所に勤務する従事者を適切に監督せず、必要な注意を十分に行わなかったこと。

4 経緯

- 令和3年9月14日 厚生労働省から本県に鳥取工場の調査依頼
- 9月23・24日/11月4日 鳥取工場に対する立入調査
～関係府県、厚生労働省との対応協議・調整～
- 令和4年3月28日 法第72条の2の2及び第72条の4第1項に基づく処分（業務改善命令）
- 4月27日 同社から改善計画書の提出
- 6月30日 現地調査（改善状況確認）
- 10月17日 同社特別調査委員会の報告書の提出
- 令和5年1月25～27日 GMP適合性調査（定期）による立入調査
- 3月8日 GMP適合性調査（一部変更承認申請時）による立入調査
- 6月6日 現地調査（改善状況確認）

5 改善状況確認概要

令和4年4月以降、当課薬事監視員により改善計画書に記載された内容について、現地及び書面にて改善状況等の確認を行った。改善計画のとおり法令遵守体制が確保できれば同様の事例の発生が防げると考えられるが、今後も立入調査等の機会を捉え、体制の維持状況などを継続して確認することとする。

(1) 違反事項の原因究明及び改善について

根本的原因については、組織間の情報共有不足・管理職による監督不足・教育不足・過密な生産計画等であると認識されており、これらの事項について会社組織の改編、全役職員に対する教育訓練の実施、計画的な生産体制を管理するためのシステム構築等により改善が図られていることを確認した。

(2) 法令遵守体制の抜本的改革

薬事対応を行う部署の一元化及びコンプライアンス機能強化のためコンプライアンス強化推進室を設置し、法令にかかる重要な会議には同室の職員が出席し、適切に意思決定が実施されるような体制とした。

また、責任役員及び医薬品製造管理者の権限及び分掌する業務を明確にし、全役職員へ周知するとともに、法令遵守に関する定期的な研修を実施することを確認した。

(3) その他

「承認書と異なる製造方法による製造を行ったこと」等不備があった品目に対する改善については、品質に影響がないと評価された品目から順次出荷を再開している。現在、鳥取工場の全66品目のうち4品目が出荷停止中。

製造所での製造管理又は品質管理の方法について、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第179号）で定める基準に適合させていなかった事項があったことから、製造管理または品質管理の方法についてGMP適合性調査(※)を実施し、省令に適合した製造状況であることを確認した。

(※) GMP適合性調査とは

医薬品等を製造するとき、製造管理又は品質管理の方法が適切になされているかを確認するための調査。

国内で製造販売する医薬品等の製造販売承認を受けようとする場合、承認された事項の一部変更の承認を受けようとする場合に、製造所ごとに調査を行うこととなっている。また、承認取得後5年ごとに調査を受けなければならない。

(※) GMP (Good Manufacturing Practice) とは

優れた品質の製品を製造するため、医薬品製造所の構造設備や製造管理及び品質管理の全般にわたって、医薬品の製造者が守るべき要件を定めた医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準。誰が作業しても、求める品質の医薬品を、いつも必ず製造できるようにすることを目的とする。これにより医薬品を原因とする健康被害の発生を未然に防止することができる。

本県の新型コロナウイルス感染症の発生状況について

令和5年7月21日
感染症対策課

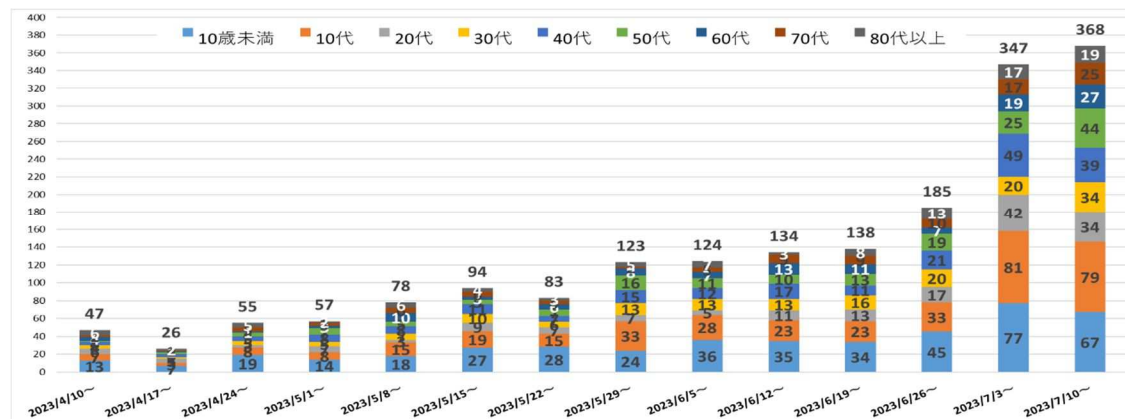
県内の新型コロナウイルス感染症の発生状況は、4月中旬からのゆるやかな増加傾向から、7月に入って、全県で感染者数が急増しています。

中部・西部地区においては、第27週（7/3～7/9）の定点当たりの患者数が10人を超え、流行情報「注意レベル」に達し、同レベルに近付きつつある東部地区も含め、今後、更なる感染拡大に注意が必要な状況として、県民へ感染防止対策等のお願いのメッセージを発信しました。

入院については、確保病床以外の一般病床での受入れも行われており、現時点で入院者数の増加に伴う特段の混乱は見られないものの、他の感染症の増加などもあり、更なるコロナ患者の増加による外来を含めた医療提供体制への影響に注意が必要となっています。

1 県内における感染状況

(1) 定点医療機関の新規患者報告数の推移（年代別）



※定点医療機関の内訳：小児科定点19医療機関及び内科定点10医療機関

(2) 5月8日以降の学校等臨時休業及び集団感染（10人以上）事例発生件数

	東部	中部	西部	計
学校	11	3	3	17
保育所	5	3	4	12
高齢者施設等	4	3	4	11
医療機関	1	1	2	4
計	21	10	13	44

2 県民への注意喚起

<流行情報（地区別）>

第27週（7/3～7/9）に、東部・中部地区が、「注意レベル」に達したため、「県民に対して基本的な感染防止対策（手指消毒、換気の徹底、場面に応じたマスク着用等）」、「事前連絡した上での医療機関への受診」、「陽性が半明した場合の周囲にうつさない配慮」についてメッセージを発信した。

現在の感染状況が、第8波と比較してどの程度のレベルかを地区ごとにお知らせするもの

- 注意レベル： 定点当たり10人/週（今後の感染拡大に注意が必要と考えられる段階）
- 警戒レベル： 定点当たり20人/週（感染者数の加速度的な増大のおそれがある段階）

※いずれも、定点当たり10人/週を下回れば解除

